

海洋レクリエーションとレクリエーション港湾

運輸省 港湾局 松本揮壽

1. 海洋レクリエーションの将来動向

わが国におけるレクリエーション活動は、現在までその爆発的増大の徴候を示している。レクリエーション活動の視況を、国民レクリエーション宿泊数で見ると、昭和45年は8300万人回であり、これは昭和40年の1.6倍で、年平均の伸び率は約10%に達している。

また、これにともなう消費金額は、昭和45年度は約1兆円に達し、この年平均伸び率は23%と急激に増加の傾向を示している。

更に今後のレクリエーション活動の見通しについては、すでに各方面でいわれているように

- (1) 所得水準の向上
- (2) 自由時間の増加
- (3) 価値観の変化と人間性回復への希求
- (4) 都市化の進展と都市生活環境の悪化

等の諸要因によって急激に活発化していくものと思われる。

新全総においては、昭和60年における戸外レクリエーション時間は年間1015億人時と昭和40年時点の2倍に増大するものと予測されているが、こうした需要の量的増大に加えて、質的にも高度化、多様化の方向をたどることか考えられる。すなわち今後のレクリエーションに關する国民的志向は、静的なものから動的なもの、見るレクリエーションから参加するレクリエーションへ、更に日常的なエリやかなレクリエーション空間に甘んじる姿勢から大きな空間を求め、多様にして高度なレクリエーションを楽しむものへと変わっていくであろう。

このようなレクリエーションの一般的動向に対して、それを受け入れるレクリエーション資源としては、我國の四周をとりまく海洋が最大のものであり、今後自然との直接的接触を楽しむ海洋レクリエーション需要が急速に増大していくであろうことはいうまでもない。

このような海洋レクリエーションの主なものとしてはヨット、ボート、ダイビング、サーフィン、水上スキー、海上、海中探勝、豪華客船による洋上旅行等があげられるが、特に運動性をもつ船舶船艇を利用し、広大な行動範囲の中で各種のレクリエーションを複合的に楽しむことが要求されるであろう。

従って今後増大する国民の余暇をいかに有効に活用し、エネルギーの再生産に向けていくのか、GNPからNNWへ、開発重点から福祉優先へ転換をはかるわが国にとって重大な国家的課題であると思われる。

すでに欧米各国においては、海洋レクリエーションの健全な発展をはかるための諸制度が確立され、大規模海洋レクリエーション基地やマリナ等の施設が国及び地方公共団体によって主導的に整備されるなど、我國にくらべ一歩先んじた政策を現実的に展開しつつある。

さらに国際航路会議(PIANK)において、レジャー港湾をめぐる諸問題についての国際的な

場での討議からみられるなど、海洋レクリエーション環境整備に付いて諸外国に学ぶべき点が多い。

2. 海洋レクリエーション環境の現状と問題点

四面海に囲まれたわが国は約27000 KMの海岸線を有しており、2の中には世界的に可べれた景観も多く、海洋レクリエーションの場としてのわが国の海洋環境はきわめて勝れている。

しかしながら海洋レクリエーションのための環境整備の現状は、これら可べれた環境資源を十分に活用しているとはいえず、これが海洋レクリエーションの発展普及を阻んでいるといつても過言ではなからう。

今これらの海洋レクリエーションの主流となるヨットテング、ボートテングの基地としてのマリーナ及び海水浴の場としての海浜に付いて略述すると次の通りである。

(1) マリーナ

現在、わが国でマリーナと称されているもの

の、総数は200～250とされている。2の中には、10隻程度収容の零細なものから、300～500隻を収容し、附帯施設として別荘マンション、公園等を有する民間マリーナや更に1000隻収容の公共マリーナ・湘南港までさまざまのものがあつて、しかし我々が今後整備を要している、いわばマリーナと定義するに足る水準をもつマリーナはきわめて少ない。

表-2

収容隻数	～99	100～199	200～299	300～499	500～1000
マリーナ数	114	41	9	5	2
	66.7%	24%	5.3%	2.9%	1.1%

またこれらの土地々域は表-3に示すように首都圏・中京圏、近畿圏の太平洋岸に集中している。

この土地状況、整備水準、サービス水準の現状からみて以下のような問題点が見られる。

イ、需要に対して供給が少なく、このアンバランスは特に大都市圏にありついている。

これは現在青少年代に一般化しているヨットテング、ボートテングの普及を阻む最大の要因となっている。

ロ、需要増加のりついている一帯一帯にありつては、乱立、スローモーション的現象がみられると同時に漁業等との干渉が

表-1. 主要国 海岸線延長

国名	海岸線延長 (km)	人口100万人当り海岸線延長 (m/人)
日本	27,000	0.27
アメリカ	18,000	0.09
西ドイツ	2,000	0.03
フランス	4,000	0.08
イギリス	10,000	0.18
イタリア	10,000	0.19
オーストラリア	35,000	2.99
ソビエト	59,000	0.25

表-3

	マリーナ数
北海道	2 (1.2%)
東北	7 (8.1%)
関東	59 (34.5%)
東海	30 (17.5%)
北陸	0
近畿	26 (15.2%)
山陰	3 (1.8%)
山陽	23 (13.5%)
四国	11 (6.4%)
九州	10 (5.8%)

や環境破壊をまねいている、

ハ、マリーナ不足のため、フレジャーボートが既存港湾に進出し、港内の安全が脅かされると、
もに航行船舶とのトラフィックをまねいている

ニ、沿岸海域は自然条件がまじしく、外かく施設の建設に多額の投資を必要とする。このため民間
企業の場合には赤字金となり、利用者の一部階層に限定されている。

ロ) 海水浴場

現在でも、大都市圏における海水浴場の混雑は衆知の事実である、昭和42年にありて海水浴
客の総数は135百万人であったと想定されるが昭和60年にありては運輸省推計によれば、約
201百万人になるものと思われ、このため新全総にありては昭和60年に約1000KMの海
浜が海水浴場と主たるレクリエーションの場として必要となるものとしている。

わが国の27000KMの海岸線のうち砂浜海岸延長は1割強の3300KMに過ぎず、しかもそ
れが地域的に偏在していることは表-4を示す通りである。

表-4 地域別海浜長

	海岸線延長 (A) km	海浜延長 (B) km	海浜面積 (C) ha	560年海水浴客推定		1人当り海浜長 B/E m
				年間 (D)	1日 (E)	
全 国	27,325	3388	18,959	205700	7400	0.45
北海道	2,734	518	1,678	3400	120	4.30
東 北	2,916	786	6,678	13900	500	1.57
関 東	1,232	285	2,578	65800	2370	0.12
東 海	1,890	318	2,472	30600	1100	0.38
北 陸	1,102	214	1,551	5100	180	1.20
近 畿	1,478	156	753	44400	1600	0.09
中 国	3,709	222	890	12600	450	0.48
四 国	3,039	189	840	7200	260	0.72
九 州	9,180	697	1519	22800	820	0.85

表-4によれば、海水浴の場となる海浜は、気候的要請度の低い北海道、東北、北陸地方と比較
的潤沢に存在しているが、これに反して要請度のもっとも高い大都市圏一首都圏、近畿圏にありて
まわめて不足している。特にこのことは本項の目録、週末型である海水浴場にとっては致命的
であると思われる。

以上述べたような今後の海洋レクリエーションの動向及びレクリエーション環境の状況から、我々は
次のような基本的認識のもとにレクリエーション環境整備に関する政策展開をはかるべきであらう

α. レクリエーション空間の確保

従来、海洋、沿岸海域は漁業、流通、工業生産等多様な目的に利用されてきた、戦後世界の
奇跡と驚歎されるまでの驚異的な経済成長と国民生活の向上の原動力として、臨海部の果して至る
役割は大きく評価されるべきであらうし、また今後果すべき役割は一日大きくなると思われる。

しかし、従来の経済成長の過程において国民レクリエーションの場であった砂浜や水面が失われてきたことも事実であり、今や自然環境保全の希求は国民的な世論となつてきている。

従つて、これら有限な海岸を自然環境との調和をはかりながら効率的な利用をはかるための総合的な国土利用計画の中において、海洋性レクリエーションの場としての空間を先取的に確保すべきであらう。

b. 海洋レクリエーション空間は公共財である。

観光レクリエーションは単なる遊びであつて、その需要供給はマーケット、メカニズムに委ねればよく、国または地方公共団体が助成することは最近よくいわれている利用者負担の原則や高福祉高負担とも矛盾するものであり、自然破壊や安全衛生等について規制するに止めるべきであるという見解もある。しかしレクリエーションは人間性の回復、集団活動を通じての教育訓練、肉体的な訓練、心身の健全な発達のために欠かさない活動であり、都市住民の日常生活に不可欠のものである。緑の空間、海浜等の空間又は施設はできるだけ多くの人々に開放すべきであると同時に、その性格上、多くの人々の同時利用が可能であるので公共財として確保されなければならない。

c. レクリエーション環境整備は地域開発の一環である。

レクリエーション環境の整備は地域開発の一環として地域社会の発展、地域住民の生活向上に大いに寄与すべきものでなければならぬ。従つて都市計画、港湾計画、環境保全計画等と十分な調和をはかるとともに、漁業等の利害関係者等との合意の上で立って積極的共存共栄をはかるべきである。

d. 安全確保は計画の前提条件である。

前述したように視察フレジャーボートが一般港湾に進入し、港内の安全を脅かさない、一般航行船舶とのトラブルも多し、従つてこれらの移転、収容するための施設の代替整備を行うと同時に、ボートヤンク水面と船舶航行水域との利用調整をはかり、安全確保の措置を講ずる必要がある。更に施設整備と同時に安全確保をはかるための制度の確立、教育訓練の徹底をはかう必要がある。

e. レクリエーション行政の確立。

3. レクリエーション港湾整備の方向

海洋レクリエーションにおいては、その舞台が海洋であることから常に船舶および船舶がその媒体として利用される。従つて今後の海洋レクリエーションの発展のためには、このような条件としての各種の船舶乗船を収容し、海洋レクリエーションの基地的役割を果たすこと、それ自体がレクリエーションの場となりうるような機能と環境条件を備えたものが必要であらう。

我々は、このような基地を流通港湾、生産港湾についで次の港湾—レクリエーション港湾と称することとしている。

するやちレクリエーション港湾とは、我々がレクリエーションを享受するに際して必要とされる十分な快適性と安全性とをそなえていることを基本的条件として、次のような機能と役割を有する港湾の総称である。

- (1)、プレジャーボートによる活動的なレクリエーションのための基地となる港湾
- (2)、遊覧船による海岸、海中探訪など見るレクリエーションのための基地となる港湾
- (3)、観光船、長巨船フェリーなどによる観光レクリエーション交通のターミナルとなる港湾
- (4) 今後のレクリエーション港湾は以上の(1)、(2)、(3)を中核として、その周辺部にありて表-5に示すような各種の^{海洋}レクリエーションおよび関連するレクリエーション活動が展開可能な空間および施設とすることを総合的なものを目指し、多様な海洋レクリエーションに対応できるように発展していくことを考えられる。
- このようなレクリエーション港湾は本年3月内計決定されたオロ次港湾整備5ヶ年計画に新しく取り入れ、今後鋭意整備することとしているが、わが国にありてレクリエーションに關する行政分野

表 5 海洋レクリエーションの分類と主要施設

(分類)		(主要施設)
海洋レクリエーション	スポーツレクリエーション	ボートینگ・マリナー、ハーバー 水上スキー・モーターボート、桟橋、クラブハウス トロリング カヌー、ボート・カヌー基地、修理場、クラブハウス、合宿所 アクアラング・船着場、クラブハウス スイミング・プール、ダイビング台、沖合人工ビーチ、ボート海上見張所 サーフィン
	フィッシングレクリエーション	磯釣り 沖釣り・船着場、ボート、舟、クラブハウス、フィッシングロッジ
	リゾートレクリエーション	海水浴・ボート桟橋、ボートウォーク、ボートハウス、見張所、休憩所 釣センター・(海水)釣魚場養殖場、クラブハウス、(淡水)同左 オートキャンプ・オートキャンプ場、ガソリンスタンド、自動車修理場、バンガロー 一般キャンプ・キャンプ場、バンガロー、サブショッピングセンター 臨海学校・キャンプ場、集合所、自然資料室、バンガロー 潮干狩り 遊戯・(屋内)遊戯場、(屋外)遊戯場、野外劇場 スポーツ・(屋内)ボリング場、卓球場、(屋外)テニスコート、他球技運動場 日光浴・園地、ビーチ
	観賞、休息レクリエーション	海上・海中遊覧・海中展望塔、海中公園、海上プラットフォーム、グラスボート 散策・観賞・園地、展望台、動植物園、池・花壇、休憩所
	洋上旅行	・観光拠点港湾
	休業レクリエーション	・別荘、寮、サブショッピングセンター
	関連野外レクリエーション	ピクニック・園地、徒歩池、水生花壇、休憩所、展望台 クレール・射撃場、クラブハウス 乗場・馬、馬場、クラブハウス ゴルフ・ゴルフ場、練習場、クラブハウス、ゴルフロッジ サイクリング・サイクリングロード、休憩所

はまわめて多岐多方面に亘っており、これら行政分野にありける整備推進体制を確立し、その口、地方公営団体及び民間の担能分担の明確化等を早急にはかる必要があらう。

(4) 外国における開発事例と開発方式

スライド映写により説明